

川口市議会の政務活動に関する住民監査請求の実施について

～平成25年度、視察・研修の支出について違法不当を強く指摘～

川口市民オンブズマン

■ ごあいさつ

平素より、市民オンブズマン活動へのご理解、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、当会では公文書公開請求により入手しました、川口市議会・平成25年度政務活動費(個票・領収書を含む)をもとに、当会会員による住民監査請求を行いましたので、公表します。

■ 住民監査請求の内容について

当会では平成28年4月19日付けで川口市監査委員へ以下の住民監査請求書を提出しました。なお、詳細は別紙の住民監査請求書を参照ください。

・返還請求総額: 43,134,813円(当会の調査・監査請求書より)

・対象会派・議員: 以下の3会派、議員44名

自由民主党 公明党 共産党

前田亜希、永瀬秀樹、舩津由徳、富沢太志、榑原秀忠、杉本佳代、柳田つとむ
福田洋子、芦田芳枝、光田直之、岩井定一、木岡 崇、近藤智明、矢野由紀子
関 裕通、若谷正巳、吉田英司、関由紀夫、江袋正敬、野口宏明、谷川恵子
小林 宏、金子幸弘、今井初枝、稲川和成、高橋英明、宇田川好秀、芝崎正太
幡野 茂、石橋俊伸、松本 進、矢作太郎、松本幸恵、板橋博美、板橋智之
松本英彦、田口順子、岩澤勝徳、大関修克、関口京子、最上則彦、篠田文男
金子信男、立石泰広

※ 議員個人として監査対象外となった議員は、稲垣・唐澤議員の2名

■ 政務活動費による視察・研修について

当会は今回の住民監査請求において、特に政務活動費による視察・研修について、その支出状況、内容等の調査を行い、住民監査請求において、以下の理由等から違法不当な支出として、返還請求を行いました。

※視察・研修に関する返還請求総額は 9,579,328 円(当会の調査・住民監査請求書より)

住民監査請求書より抜粋

第Ⅱ、対象行為が違法または不当であることの理由

1. 川口市議会政務活動費は下記の条例と規程及び手引きにより支出し管理されている。
2. 川口市議会政務活動費の交付に関する条例。
川口市議会政務活動費の交付に関する規程。

政務活動費の手引き 川口市議会。

3. 上記、1. の定め反した支出を違法または不当とする。
4. 視察および研修（調査研究費または研修費）に関する支出については、上記2.、以外にも以下の理由で違法または不当とする。

調査研究費は上記1. に記載した政務活動費の手引きによれば、『会派又は議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費』、『調査研究活動のために必要な都市の調査又は現地の調査に要する経費』とされている。

研修費は上記1. に記載した政務活動費の手引きによれば、『団体等が開催する研究会、研修会の参加に要する経費』とされている。

また、政務活動費の手引き・1 基本方針では『したがって、政務活動費は、(中略) 調査研究その他の活動の目的及び内容は明確にされなければならない。』とされている。

しかしながら、当監査請求書に添付した別紙（2013年度（平成25年度、議員）政務調査費指摘一覧表）の備考欄で指摘した通り、個々の支出内容の証拠書類となる政務活動報告書（個表）及び視察報告書等を確認したところ、視察を実施する、または研修に参加する目的及び内容が不明確であり、以下の通り、政務活動報告書（個表）及び視察報告書等が不適切・不十分な支出となっている。

- ・視察及び研修先で配布された資料等を添付するのみ
- ・そもそも視察報告書自体が提出されていない
- ・同一の視察報告書を複数名の議員が流用している
- ・会派としての視察報告書を議員個人の視察報告書として流用している
- ・同一の視察報告書に複数名の議員が連名で提出し、個々の議員として視察報告書を提出していない
- ・視察及び研修の概要を明記しているのみで、報告書の体をなさず、その内容が貧弱で市政にどのように活かすのか、その成果が認められない
- ・視察先での移動経路が最短経路・最小経費ではなく、観光地を通過する経路となっており、観光旅行と推認されるもの
- ・視察・調査内容は視察対象先のHPに詳細記載がある。

なお、当会が特に違法不当と強く指摘、または疑念を強く持っている視察・研修の支出は、以下のとおりです。

| 項目 | 返還請求金額 | 備考 |
|----------------------------|------------------------|--|
| ① 第8回全国市議会議長会研究フォーラム 旭川 | 松本 英彦(自民党) 113,630円 | 所感と題して報告書あり。報告書は立石・篠田議員と同一で使いまわしの報告書・添付資料等はなし |
| | 篠田文男 148,070円 | 所感と題して報告書あり。報告書は松本英彦・立石議員と同一で使いまわしの報告書。費用28,000円の内容が不明 |
| | 立石泰広(自民党) 113,810円 | 所感と題して報告書あり。報告書は松本英彦・篠田議員と同一で使いまわしの報告書・添付資料等はなし。 |

| | | |
|--|--------------------------------|---|
| <p>②香川県豊島視察、 第24回市町村議会議員 研修会</p> | <p>共産党(会派)の支出 325,815円</p> | <p>第24回市町村議会議員研修会報告書無しは不可、岡山県-倉敷間往復の理由が不明。同行議員は金子信男、板橋博美、今井、矢野であるが、金子は同議員の調査研究費から支出している。</p> <p>1、11月4日 新幹線で岡山駅⇒宇野駅(所要時間約50分)経由-香川県豊島(所要時間約50分)へ行き・産業廃棄物の不法投棄現場を視察後、岡山県倉敷に行っているが個表:調査の具体的内容には何らの記載がなく報告書も無い。倉敷は有名な観光地であり視察ではなく観光であると思われても止むを得ない。当日4日に本来の研修会参加のために倉敷駅から岡山駅に引き返している。よって岡山県倉敷に係る支出は不可である。</p> <p>11月4日に岡山駅—(新幹線)新大阪へ戻り11月5日、6日は第24回市町村議会議員研修会(チサンホテル大阪)に参加後、新大阪(新幹線)—川口へ帰着している。</p> <p>2、豊島視察分報告書は連名(金子、板橋、今井、矢野)で同一内容1枚の提出は不可。</p> <p>3、研修会報告書無しも不可である。</p> |
| | <p>金子信男(共産党) 107,940円</p> | <p>1、11月4日 新幹線で岡山駅⇒宇野駅(所要時間約50分)経由-香川県豊島(所要時間約50分)へ行き・産業廃棄物の不法投棄現場を視察後、岡山県倉敷に行っているが、個表:調査の具体的内容には何らの記載がなく報告書も無い。倉敷は有名な観光地であり視察ではなく観光であると思われても止むを得ない。当日4日に倉敷から岡山駅に引き返している。岡山県倉敷に係る支出は不可である。</p> <p>11月4日に岡山駅—(新幹線)新大阪へ戻り11月5日、6日は第24回市町村議会議員研修会(チサンホテル大阪)に参加後、新大阪(新幹線)—川口へ帰着している。</p> <p>2、豊島視察分報告書は連名(金子、板橋、今井、矢野)で同一内容1枚の提出は不可。</p> <p>同一内容1枚は不可。</p> <p>3、研修会報告書無しも不可である。</p> |

| | | |
|------------------------|--|---|
| <p>③都城市、日置市、鹿児島市視察</p> | <p>福田 洋子(公明党) 134,486円 芦田 芳枝(公明党) 134,446円 関 由紀夫(公明党) 134,346円 江袋正敬(公明党) 133,926円 芝崎正太(公明党) 134,106円 幡野 茂(公明党) 134,306円 石橋俊伸(公明党) 133,926円 松本 進(公明党) 140,406円 大関 修克(公明党) 134,546円 関口京子(公明党) 134,846円</p> | <p>会派所属議員10名全員で地方都市への視察を行う意義や目的などが不明である。</p> |
| <p>④盛岡市 八戸市 北上市視察</p> | <p>松本 英彦(自民党) 81,160円</p> | <p>視察及び研修の概要を明記しているのみで、報告書の体をなさず、その内容が貧弱で市政にどのように活かすのか、その成果が認められない。北上市については「サトウハチロー記念館」がそれまで東京・文京区にあった記念館の移転先を北上市に選んだ理由として佐藤四郎さん(ハチロー氏次男)四郎さんは、東京や埼玉・大宮(館長の現住所)からの新幹線・東北高速道路などの交通アクセスに恵まれていることが選定理由などとHPに説明がある。議員個人の興味に基づく旅行と思われるもやむを得ない。不可である。</p> |
| | <p>田口順子(自民党) 81,160円</p> | <p>報告書内容は「所感」と記されているとおりで、市議としての具体的視点が希薄で不十分。関連資料の添付が多いが此れに基づく報告とは言えない。添付資料は各HPにも詳細記載がある例が多い。また北上市については「サトウハチロー記念館」がそれまで東京・文京区にあった記念館の移転先を北上市に選んだ理由として佐藤四郎さん(ハチロー氏次男)は東京や埼玉・大宮(館長の現住所)からの新幹線・東北高速道路などの交通アクセスに恵まれていることが選定</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | 理由などとHPに説明がある。議員個人の興味に基づく旅行と思われてもやむを得ない。不可である。 |
|--|--|--|

■領収書の不備による返還請求について

当会は川口市議会の政務活動費(または政務調査費)に関する住民監査請求において、その支出を証する領収書等の不備について繰り返し指摘を行い、川口市監査委員へ返還請求を行ってきました。

また、上記の住民監査請求を通じて川口市議会、川口市議会議員に対しても政務活動費(または政務調査費)の支出を証する領収書等の不備の是正・適正化を訴えてきましたが、残念ながら、今回の住民監査請求においても、改善等が図られていません。

今回の住民監査請求における、領収書の不備による返還請求総額は11,344,334円(当会の調査・住民監査請求書より)となっています。このような状況は、これまで領収書の不備を見逃している川口市監査委員の判断が、川口市議会、川口市議会議員の改善の無さを助長していると考えます。

※領収書の不備とは、宛名なし、但し書不備、数量、単価などの未記載などです。

■その他

- 別紙:住民監査請求書(本文のみ)
 - 添付 DVD データ
 - ①住民監査請求の対象一覧(Excel)
 - ②視察・研修に関する支出一覧(Excel)
 - ③視察・研修に関する報告書一式(視察先等で配布された資料等を除く)
 - ④松本・篠田・立石議員による同一で使いまわしの報告書一式
 - ⑤政務活動費の支出内容の原本
(公文書公開請求で入手、個票及び領収書などの添付資料一式)
 - ⑥政務活動費の手引き平成 25 年 4 月 1 日
 - ⑦政務活動費の手引き平成 27 年 5 月 2 日
- 当会の活動の詳細について当会HP、または以下の問合せ先までご連絡ください。

以上

川口市民オンブズマン・代表 村松幹雄
 〒333-0821 川口市東内野 56-33
 電話:Fax:048-295-0580
 kawaguchi.citizen.ombudsman@tcat.ne.jp
<http://k-c-ombudsman.sakura.ne.jp/>

住 民 監 査 請 求 書

2016年4月19日

2013年度（H25年度）政務活動費（会派・議員）に係る住民監査請求書

第Ⅰ、請求の要旨

1、請求の対象は下記のとおりである。

-1、対象となる会派・議員名

自由民主党 公明党 共産党

前田亜希、永瀬秀樹、舩津由徳、富沢太志、榊原秀忠、杉本佳代、柳田つとむ
福田洋子、芦田芳枝、光田直之、岩井定一、木岡 崇、近藤智明、矢野由紀子
関 裕通、若谷正巳、吉田英司、関由紀夫、江袋正敬、野口宏明、谷川恵子
小林 宏、金子幸弘、今井初枝、稲川和成、高橋英明、宇田川好秀、芝崎正太
幡野 茂、石橋俊伸、松本 進、矢作太郎、松本幸恵、板橋博美、板橋智之
松本英彦、田口順子、岩澤勝徳、大関修克、関口京子、最上則彦、篠田文男
金子信男、立石泰広

-2、対象となる支出行為

上記、-1、の会派、議員らが2013年度（平成25年度）政務活動費より違法または不当に支出した行為を対象とする。

第Ⅱ、対象行為が違法または不当であることの理由

1. 川口市議会政務活動費は下記の条例と規程及び手引きにより支出し管理されている。
川口市議会政務活動費の交付に関する条例。
川口市議会政務活動費の交付に関する規程。
政務活動費の手引き 川口市議会。
2. 上記、1、の定めを反した支出を違法または不当とする。
3. 視察および研修（調査研究費または研修費）に関する支出については、上記2、以外にも以下の理由で違法または不当とする。

調査研究費は上記1.に記載した政務活動費の手引きによれば、『会派又は議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費』、『調査研究活動のために必要な都市の調査又は現地の調査に要する経費』とされている。

研修費は上記1.に記載した政務活動費の手引きによれば、『団体等が開催する研究会、研修会の参加に要する経費』とされている。

また、政務活動費の手引き・1基本方針では『したがって、政務活動費は、（中略）調査研究その他の活動の目的及び内容は明確にされなければならない。』とされている。

しかしながら、当監査請求書に添付した別紙（2013年度（平成25年度、議員）政務調査費指摘一覧表）の参考欄で指摘した通り、個々の支出内容の証拠書類となる政務活動報告書（個表）及び視察報告書等を確認したところ、視察を実施する、または研修に

参加する目的及び内容が不明確であり、以下の通り、政務活動報告書（個表）及び視察報告書等が不適切・不十分な支出となっている。

- ・ 視察及び研修先で配布された資料等を添付するのみ
- ・ そもそも視察報告書自体が提出されていない
- ・ 同一の視察報告書を複数名の議員が流用している
- ・ 会派としての視察報告書を議員個人の視察報告書として流用している
- ・ 同一の視察報告書に複数名の議員が連名で提出し、個々の議員として視察報告書を提出していない
- ・ 視察及び研修の概要を明記しているのみで、報告書の体をなさず、その内容が貧弱で市政にどのように活かすのか、その成果が認められない
- ・ 視察先での移動経路が最短経路・最小経費ではなく、観光地を通過する経路となっており、観光旅行と推認されるもの
- ・ 視察・調査内容は視察対象先のHPに詳細記載がある。

第Ⅲ、支出行為の内容について

別紙： 2013年（平成25年）度分政務活動費支出

第Ⅳ、監査委員に求める措置の内容

監査委員は、市長に対し、上記の違法または不当な公金支出行為による既支出分の損害を填補するため必要な措置を講ずるよう勧告すること。

第Ⅴ、監査委員の除斥申立

本件は地方自治法第199条の2により当該監査委員の除斥を申し立てます。

第Ⅵ、本件請求について、別紙書面を添付の上、地方自治法第242条第1項により、市長に対し必要な措置を請求します

川口市監査委員 殿

別紙書面

2013年（平成25年）度分政務活動費支出
表

別紙証明書

条例に基づき議員が作成した本件政務調査報告書（個表）を閲覧し本件支出内容を知ったものであり別紙証明書はありません。

請求者